

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	八丁峠道路開通に関する新聞記事掲載
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官代理 九州地方整備局 北九州国道事務所 副所長 下 田 誠 也 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10
契約締結日	令和 1年11月 8日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社西日本新聞広告社
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,245,750-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,245,750-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 : 八丁峠道路開通に関する新聞記事掲載
2. 随意契約の相手方 : 住 所 福岡県福岡市中央区天神 1-4-1
会社名 (株)西日本新聞広告社
電 話 092-711-5050
3. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号

4. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、一般国道322号八丁峠道路が令和元年11月16日(土)に開通することから、事業の概要及び開通区間に関する情報等を新聞掲載することにより、地域住民及び道路利用者に広く周知するとともに、道路の役割や整備効果等について関心を高めることを目的としている。

2) 随意契約に付する理由

一般国道322号八丁峠道路は、大型車の離合が困難な区間や線形不良区間の隘路を解消するとともに、異常気象時及び冬季の通行規制区間の解消を目的とした道路である。

当該道路が開通するにあたり、地域住民や道路利用者へ広範な周知を行う必要があるため、情報発信の広域性及び確実性及び保存性を考慮すると新聞が有効的な広報手段である。

西日本新聞広告社については、福岡県内の新聞社の中では36%と発行部数のシェア率が最も高く、福岡県内において地域に密着した情報を最も多く発信することができ、本業務を最も効果的且つ効率的に達成しうる機関である。

以上のことから、本業務については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の第4第3号により、株式会社西日本新聞広告社と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者) 計画課長